

調査・設計業務委託 積算基準及び歩掛表

工 種 名	4-4																																								
誤	正																																								
<p>ハ. 消費税相当額 消費税相当額は、消費税相当分とする。</p> <p>1-3 地質調査業務費の積算方式 地質調査業務費は、次の計算方式によって積算する。 地質調査業務費 = {(一般調査業務費) + (解析等調査業務費)} + (消費税相当額) = {(一般調査業務費) + (解析等調査業務費)} × {1 + (消費税率)}</p> <p>イ. 一般調査業務費 = {(直接調査費) + (間接調査費)} × {1 + (諸経费率)} = {対象額} × {1 + (諸経费率)}</p> <p>なお、{対象額} = {(直接調査費) + (間接調査費)}</p> <p>ロ. 諸経費 一般調査業務費に係る諸経費は、別表第1または別表第2により対象額(直接調査費+間接調査費)ごと求めた諸経费率を、当該対象額に乗じて得た額とする。</p> <p>ハ. 解析等調査業務費 解析等調査業務費については、「設計業務等積算基準」による。</p> <p>別表第1 (1) 諸経费率標準値</p> <table border="1" data-bbox="261 1234 1276 1570"> <thead> <tr> <th>対 象 額</th> <th>100 万円 以下</th> <th colspan="2">100 万円を超え 3000 万円以下</th> <th>3000 万円を 超えるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適 用 区 分 等</td> <td>下記の率とする</td> <td colspan="2">(2)の算定式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による</td> <td>下記の率とする</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>A</td> <td>b</td> <td></td> </tr> <tr> <td>率 又 は 変 数 値</td> <td>52.0%</td> <td>335.58</td> <td>-0.135</td> <td>32.8%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 算定式 $Z = A \times Y^b$ ただし、Z：諸経费率(単位：%) Y：対象額(単位：円)(直接調査費+間接調査費) A、b：変数値 (注) 諸経费率の値は、小数点以下第2位を四捨五入して、小数点以下第1位止めとする。</p>	対 象 額	100 万円 以下	100 万円を超え 3000 万円以下		3000 万円を 超えるもの	適 用 区 分 等	下記の率とする	(2)の算定式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする			A	b		率 又 は 変 数 値	52.0%	335.58	-0.135	32.8%	<p>ハ. 消費税相当額 消費税相当額は、消費税相当分とする。</p> <p>1-3 地質調査業務費の積算方式 地質調査業務費は、次の計算方式によって積算する。 地質調査業務費 = {(一般調査業務費) + (解析等調査業務費)} + (消費税相当額) = {(一般調査業務費) + (解析等調査業務費)} × {1 + (消費税率)}</p> <p>イ. 一般調査業務費 = {(直接調査費) + (間接調査費)} × {1 + (諸経费率)} = {対象額} × {1 + (諸経费率)}</p> <p>なお、{対象額} = {(直接調査費) + (間接調査費)}</p> <p>ロ. 諸経費 一般調査業務費に係る諸経費は、別表第1または別表第2により対象額(直接調査費+間接調査費)ごと求めた諸経费率を、当該対象額に乗じて得た額とする。</p> <p>ハ. 解析等調査業務費 解析等調査業務費については、「設計業務等積算基準」による。</p> <p>別表第1 (1) 諸経费率標準値</p> <table border="1" data-bbox="1605 1234 2576 1570"> <thead> <tr> <th>対 象 額</th> <th>100 万円 以下</th> <th colspan="2">100 万円を超え 3000 万円以下</th> <th>3000 万円を 超えるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適 用 区 分 等</td> <td>下記の率とする</td> <td colspan="2">(2)の算定式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による</td> <td>下記の率とする</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>A</td> <td>b</td> <td></td> </tr> <tr> <td>率 又 は 変 数 値</td> <td>57.2%</td> <td>300.01</td> <td>-0.12</td> <td>38.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 算定式 $Z = A \times Y^b$ ただし、Z：諸経费率(単位：%) Y：対象額(単位：円)(直接調査費+間接調査費) A、b：変数値 (注) 諸経费率の値は、小数点以下第2位を四捨五入して、小数点以下第1位止めとする。</p>	対 象 額	100 万円 以下	100 万円を超え 3000 万円以下		3000 万円を 超えるもの	適 用 区 分 等	下記の率とする	(2)の算定式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする			A	b		率 又 は 変 数 値	57.2%	300.01	-0.12	38.0%
対 象 額	100 万円 以下	100 万円を超え 3000 万円以下		3000 万円を 超えるもの																																					
適 用 区 分 等	下記の率とする	(2)の算定式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする																																					
		A	b																																						
率 又 は 変 数 値	52.0%	335.58	-0.135	32.8%																																					
対 象 額	100 万円 以下	100 万円を超え 3000 万円以下		3000 万円を 超えるもの																																					
適 用 区 分 等	下記の率とする	(2)の算定式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする																																					
		A	b																																						
率 又 は 変 数 値	57.2%	300.01	-0.12	38.0%																																					